

千葉市議会向上会議報告書

平成31年3月29日

目 次

【本編】

I	議会向上会議の設置	1
II	協議・検討項目	1
III	協議結果	1
IV	協議概要	2
1	議会のICT化に関すること	2
2	議会の会期の早期決定に関すること	3
3	勉強会の開催	5
V	議会向上会議の開催日及び主な協議事項	9
	【資料編】	10

本市議会は、平成２９年９月２８日開催の幹事長会議の決定により、「千葉市議会向上会議」（以下「議会向上会議」という。）を設置した（Ｐ１１【資料編】千葉市議会向上会議設置要綱）。

議会向上会議は、議会の機能強化を目指し、平成２９年１２月から平成３１年３月までの１年４か月にわたり協議するとともに、議員の資質向上を図るための勉強会を開催した。

このたび、平成３１年３月３１日に設置期間を満了するにあたり、これまでの協議結果をまとめ、設置要綱第８条に基づき、議長に報告する。

I 議会向上会議の設置

議会向上会議は、議長及び副議長を含む委員１３人で構成し（Ｐ１３【資料編】委員名簿）、千葉市議会基本条例（平成２９年千葉市条例第２６号）に基づき議会の機能強化及び議員の資質向上を図るために設置した。

設置期間：平成２９年９月２８日から平成３１年３月３１日まで

II 協議・検討項目

幹事長会議で提案された正副議長案が了承され、次の３項目と協議・検討すべき事項が発生したときは必要に応じて追加していくことを決定した。

- 1 議会のＩＣＴ化に関すること
- 2 議会の会期の早期決定に関すること
- 3 議員の資質の向上に関すること
- 4 その他必要と認める事項

III 協議結果

- 1 議会のＩＣＴ化に関すること

【タブレット端末導入の考え方について】

- (1) システム（文書共有システム・グループウェア）を先行導入するとともに、貸出用タブレットを複数台用意する。
- (2) 議会事務局・執行部からのメールの一元化や冊子類の基本的な完全ペーパーレス化についての検証や、タブレット端末等を十分活用できることの確認など、試行的運用を実施する。
- (3) このような検証・確認を踏まえた後に、タブレット端末を本格導入する。

- 2 議会の会期の早期決定に関すること

本市議会の会期は、一般質問の開催日数が開会の直前まで決められないことから、会期の末日が定められず、会期の早期決定ができない状況になっていた。

そこで、会期の早期決定を図ることを目的に、一般質問の会派持ち時間を代表質問（質疑）

を含め見直し、一般質問の開催日数を４日間と５日間でそれぞれ試行した後、検証をした結果、代表質問（質疑）及び一般質問の取り扱いを次のとおり決定した。

なお、一般質問における会派持ち時間制、個人持ち時間制など質問時間のあり方、会期内における一般質問以外の全日程の早期決定など、会議の中で出された意見を検討課題として、改選後のしかるべき機関において協議すべき申し送り事項とすることとした。

【決定事項】

（１）代表質問（質疑）

会派基礎時間７分に各会派所属議員数（ただし、議長を除く）を乗じた会派持ち時間内（端数を５分単位で切上げ・上限６０分）で行う。

（２）一般質問

一般質問の開催日数は５日間とし、休会日を設けることができる。

また、議員１人２０分とし、各会派所属議員数（ただし、正副議長及び監査委員を除く）を乗じた会派持ち時間内で行う。

３ 議員の資質の向上に関すること

議員の資質向上を図るため、全議員を対象に弁護士や公認会計士による勉強会を３回開催した。

IV 協議概要

１ 議会のＩＣＴ化に関すること

（１）前提の整理

議会のＩＣＴ化への取り組みとして、平成２５年度から「議会改革推進協議会」等において議論や体験会等を実施してきた。平成２６年１１月２５日開催の第１７回議会改革推進協議会で、議会の機能強化、情報伝達の迅速化などを図るため、タブレット型端末を活用した文書共有システムを導入することは概ね了承され決定された。

（２）課題の抽出（Ｐ１４【資料編】ＩＣＴ化の考え方について）

これまでの議論等を踏まえ、議会向上会議においては、タブレット端末における議会のＩＣＴ化の課題として、①文書共有システムの活用範囲、②タブレット端末の所有形態、③費用負担のあり方、④その他、会議での使用基準等、を挙げ議論を行った。

（３）手法の検討

①文書共有システムの活用範囲では、公開されている資料のみとするか、未公開資料まで含めるのか、加えてスケジュール管理機能も含めるのかについて協議を行った。

②タブレット端末の所有形態では、個人端末を使用するか、議会一括導入端末を使用するかなどについて協議を行った。

③費用負担のあり方では、公費負担の割合の検討にあたり、議会活動のみとするか、議

会活動以外も含むのかなど、タブレット端末をどのような目的で使用するかについて協議を行った。

(4) 議会としての合意事項 (P 1 5 【資料編】 前回会議までの合意事項)

まずは、スモールスタートで進めて行くこととし、議会としての合意事項を決定した。

(5) タブレット端末導入に向けての検討 (P 1 6 【資料編】 タブレット端末導入にあたって、P 1 7 【資料編】 正副委員長案 (決定))

①改選後に導入するにあたり、確認事項等について協議していくこととした。なお、合わせて、議会事務局内に I C T化検討チームを立ち上げた。

②導入にあたっての確認・協議事項として、①郵送やF A X等で送信していた通知類を電子メールにて各議員の個別端末への配信、②タブレット端末導入後の運用ルール作成、等を挙げ協議等を行った。

ア 電子メールでの配信については、まず、タブレット端末導入の検討の参考とするため、携帯電話等の利用状況についてのアンケートを実施した。その後、調整を図り全議員のメール配信への環境整備が整ったことから、導入前からできることは始めることとし、これまで議会事務局から議員へ、郵送やF A X等で送信していた各種会議等の通知類について、全議員に周知後、電子メールで配信 (平成30年11月14日より実施) することとした。

イ タブレット端末導入の運用ルールの作成については、まず、骨子案を示し、(ア) 議会事務局・執行部からの連絡・情報提供は電子メールに一元化することについては了承を得た。(イ) 完全ペーパーレス化については、現在配付されている予算書等の冊子についてすぐに削減できるもの、タブレット導入後に削減できるものについてアンケートを実施し、調査結果をもとに協議を行ったが、各会派から様々な意見があった。さらに専門的 (情報経営部、財政部) 立場からの意見交換も実施したが結論の方向性は得られなかった。

ウ そこで、「システムとタブレットを同時に導入する」上での条件について市側と再度協議を行った。協議の中では、システムとタブレット端末を同時に導入するためには、完全ペーパーレス化を実現するとともに、タブレット端末の中で、連絡手段や資料の閲覧、議会運営での活用などを全て完結させることが必要との提示があった。この見解を踏まえ、これまでのタブレット端末導入に向けての議会での取組状況や、各議員の理解、さらには、市側との協議内容を考慮し、タブレット端末導入の考え方をまとめた正副委員長案を示し、合意が得られた。(P 1 7 【資料編】 正副委員長案 (決定))

2 議会の会期の早期決定に関すること

(1) 本市議会の会期は、一般質問の開催日数が開会の直前まで決められないことから、会期

の末日が定められず、会期の早期決定ができない状況になっていた。

そこで、平成29年2月に、当時、設置されていた「議会改革協議会」にて、会期の早期決定を目的に一般質問の開催日数を決定するため、個人の配分時間20分を基本にして、開催日数を4日間とする案が示され、平成29年第2回定例会から1年間試行し、検証することについて決定し、実施していた。

- (2) 平成30年2月に開催された第3回の議会向上会議においては、一般質問の開催日数4日間の試行が平成30年第1回定例会で終わるに当たり、第2回定例会の一般質問の開催日数の取り扱いについて協議がなされた。

会議の中では、一般質問の開催期間が4日間では日程的な余裕がない状況であることから、5日間での開催を求める意見がある一方で、試行している4日間開催の継続を望むが他会派の意見を持ち帰り、検討したいとの意見が委員から述べられ、一旦会派に持ち帰り、引き続き、第2回定例会の取り扱いについて協議することとなった。

- (3) 平成30年3月に開催された第4回の会議においては、前回の会議で持ち帰りとなった第2回定例会の取り扱いについて協議がなされた。

各会派の意見を聴取したところ、試行した結果を検証した上で、一般質問の開催日数を決定すべきであり、引き続き、4日間開催の継続を求めるとの意見がある一方で、余裕のある5日間開催としても会期の早期決定を図ることはできることから、5日間での開催を求めるとの意見や、一般質問は議員個人に平等に与えられた権利として、個人持ち時間制の導入を検討すべきとの意見、質問時間は会派に与えられたものであることから、会派で自由に使える会派持ち時間制度を維持すべきとの意見が委員から述べられ、いずれも意見が拮抗して議論は平行線となった。

そこで、委員長からの提案により「試行した結果を検証しつつ、質問のあり方も含めて見直しの必要性があれば、今後も検討していく」こととし、第2回定例会については、暫定的に4日間開催を継続する取り扱いが決定した。

- (4) 平成30年5月に開催された第5回の会議においては、平成29年第2回定例会から1年間にわたって試行された一般質問、代表質問（質疑）における検証資料を配付し、今後の取り扱いについて協議していくとともに、第3回定例会以降の一般質問の開催日数の取り扱いを優先的に協議していくことが確認された。（P18～33【資料編】従前制度（議会先例N○158）ほか）

会議の中では、一般質問における個人持ち時間制を各会派で検討されたいとの意見、一般質問の4日間開催では日程に余裕がないことは明白であり、5日間開催としても会期の早期決定は図れることを踏まえて、各会派で検討されたいとの意見が委員から述べられた。

- (5) 平成30年6月に開催された第6回の会議においては、第3回定例会の取り扱いについて協議がなされ、各会派の意見を聴取したところ、一般質問は5日間開催で実施すべきとの意見で一致したことから、5日間開催での試行が決定した。

会議の中では、5日間開催を試行するに当たっては、日程に午後開催を設けるなど柔軟な対応を求めるとの意見が委員から述べられた。

- (6) 平成30年11月に開催された第7回の会議においては、平成30年第3回定例会で試行された一般質問の5日間開催にかかる検証資料を配付し、今後の取り扱いについて協議していくとともに、会期の早期決定についても、次回以降の会議で一定の結論を出していく方向性が示された。(P34～38【資料編】試行制度について ほか)

会議の中では、試行している5日間開催は日程に余裕があるので、今後も継続を望むとの意見がある一方で、依然として4日間開催で実施を望む意見や、5日間開催で一般質問の個人持ち時間制を導入すれば、より日程に余裕ができ、議会对応への準備等が充実するとの意見、会派の人数が多いほうがメリットを享受できる会派制を堅持するためにも会派持ち時間制を堅持すべきとの意見が述べられた。

- (7) 平成30年11月に開催された第8回の会議においては、今後の取り扱いについて協議がなされ、各会派の意見を聴取したところ、一般質問については、5日間制で開催すること、代表質問(質疑)については、試行された制度を改選後から本格実施することで意見が一致したことから、向上会議の合意事項として決定した。

会議の中では、余裕のある議会日程が望ましいとの意見、質問時間は増やすべきであり、自由に行えることが大原則であるとの意見、個人持ち時間制については、今後、機会を見て検討してほしいとの意見が委員から述べられた。

- (8) 平成30年12月に開催された第9回の会議においては、前回の会議で合意された決定事項及び改選後に協議すべき申し送り事項について確認、了承された。(P39【資料編】発言時間(代表質問(質疑)・一般質問)についての決定事項(案))

3 勉強会の開催

- (1) 第1回(平成30年5月16日開催)

テーマ	「知っておくべき政治資金」 講師：太田 雅幸 弁護士
参加者	議員42名、傍聴(記者・一般)2名
内 容	・政治資金規正法の目的、方法 ・政治団体に対する規制の概要 ・寄附の制限 ほか
質疑応答	Q1 パーティー券を買ってもらう行為は、どう判断されるのか？
	〈回答〉寄附ではないので、適正な値段であれば問題ない。ただし、圧力をかけて買ってもらうなど、地位を利用することは禁止。
	Q2 陣中見舞いを、市から委託を受けている業者や指定管理者から貰うことは可能か？

	〈回答〉政治家個人が会社から献金を受けることはできないので、当然、受託業者からも受け取ることはできない。
	Q3 「無償労働（ボランティア）」について、毎日来たら１５０万円を超えてしまうこともあるが、個人的な献金は１５０万円が限度である。その場合はどうなるのか？
	〈回答〉１５０万円を超えたところから賃金を支払う。
	Q4 人件費を支払うときに領収書はいらないとあるが、必要ないのか？本人がくれるなら貰ったほうが良いのか？
	〈回答〉振込で払うと証拠が残る上、元々領収書を添付する必要があるから貰う必要はない。ただし、人件費の中に外部委託がある場合は、人件費ではなく委託費となるので、領収書が必要。
	Q5 「ふるさと納税」をした場合、どうなるのか？
	〈回答〉禁止されているものではない。ただし、例えば、〇〇市長選に出ようというときに、〇〇市にふるさと納税することが、〇〇市への寄附となるので危なくなってくる。どの段階で公職の候補者になるかという問題がある。

（２）第２回（平成３０年１０月４日開催）

テーマ	「提出すべき政治資金収支報告書～作成上の留意点～」 講師：横井 登貴子 公認会計士
参加者	議員４１名、傍聴（事務員・一般）８名
内 容	・政治資金規正法の目的及び基本理念 ・収支報告書と会計帳簿等の関係 ・実務上、誤りの多い事例 ほか
質疑応答	Q1 香典は、選挙区外であれば支出しても問題ないか？
	〈回答〉原則的には、選挙区の方に対しては駄目。今回は、内容を政治資金規正法に限定してということであり、コメントを差し控えたい。
	Q2-1 物品で貰って、それを計上したり、次に支出の方に計上するときの注意点は？
	〈回答〉基本的に、無償提供の場合は、寄附で収入に計上し、同額を支出に計上する。なお、科目はケースバイケースとなる。
	Q2-2 貰った物品の金額がわからないときはどうするのか？
	〈回答〉時価相当額とする。
	Q2-3 物品の高額、少額の判断は？

	〈回答〉金額基準が決まっているので、それに従うこととなる。
	Q3 事務員の携帯電話の使用で、出金伝票などにその人の名前・住所・内容・金額の記入、押印したものを領収書として認められるか？
	〈回答〉事務所内の内部処理の話なので、それ自体は領収書にならない。
	Q4 領収書は元号表記とした方が良いのか？
	〈回答〉そういう決まりはない。和暦でも西暦でもどちらかに合わせたほうがミスがなくなる。
	Q5 支出に関しての報告は、国会議員は1万円以上、それ以外の政治団体と資金管理団体は5万円以上となっているが、その根拠は？
	〈回答〉元々は同じ基準であったが、国会政治関係団体については法改正で一段と厳しくなった。
	Q6 年1回、収支報告書を選挙管理委員会に届け出るが、政治活動をしているにも係わらず、計上するのは面倒という理由で0円を出すという考えは、基本的にはどうなのか？
	〈回答〉政治活動をやっているという自覚があれば、政治活動に係る収入・支出として計上するべき。
	Q7 按分のルール・処理の仕方について
	〈回答〉収支報告書上も経費按分という考えである。按分した場合、計算過程と金額が分かるような形で、その支出項目の数だけ領収書をコピーして添付する。

(3) 第3回(平成31年2月12日開催)

テーマ	「選挙前に知っておくべきこと～政治資金規正法及び公職選挙法～」 講師：島田 直樹 弁護士
参加者	議員38名、傍聴(一般)2名
内 容	・公職選挙法の目的 ・選挙運動とは ・その他の選挙運動に関する規制 ほか
質疑応答	Q1 「違反事例」で事例を挙げていただき、わかりやすかったのだが、良いサイトなどはあるか？
	〈回答〉引用した書籍の紹介
	Q2 第三者が候補者を激励するために、いわゆる陣中見舞いとして「お金」を持ってきた場合、どうなるのか？
	〈回答〉寄附をいただいた場合、きちんと申請していただき、選挙前、選挙期

	間中に係わらず個人に対する寄附で処理できる。
	Q3 選挙期間中に商店街を歩いて回るときに、お店の中に入って有権者に握手を求めるのは、戸別訪問になるのか？
	〈回答〉行政判例に「路上で出会った者やたまたま居宅の屋外の敷地内に出ていた者に声をかけて投票を依頼したにすぎない場合には、戸別訪問から生ずるとされる弊害と結びつくおそれはなく、このような行為まで公職選挙法が禁じているものとは解し難い」とあることから、お店の中に入るとなると戸別訪問に繋がる可能性がある。

（４）勉強会に対する意見等（第３回勉強会にてアンケート実施）

①今後、取り上げてほしいテーマ

- ・先進議会の取り組み（ICT 含）や市民への情報発信の取り組み
- ・議会改革（１～２年で改革が進むため、良い事例、悪い事例等の取組状況）
- ・政務活動費（按分の考え方など）

②勉強会を開催する際の要望

- ・あらかじめ議員からの要望を聞いてほしい。
- ・年間を通じてのテーマ設定（常任委員会と同様）

V 議会向上会議の開催日及び主な協議事項

回数	開催日	主な協議内容
第1回	平成29年12月1日	委員席の指定について 議会向上会議の運営について 議会のICT化について 次回の開催日程について
第2回	平成29年12月7日	議会のICT化について
第3回	平成30年2月28日	議会のICT化について 議会の会期早期決定について 勉強会について
第4回	平成30年3月12日	議会のICT化について 議会の会期早期決定について
第5回	平成30年5月16日	議会のICT化について 議会の会期早期決定について
第6回	平成30年6月18日	議会の会期早期決定について
第7回	平成30年11月1日	議会のICT化について 議会の会期早期決定について
第8回	平成30年11月30日	議会のICT化について 議会の会期早期決定について
第9回	平成30年12月12日	議会のICT化について 議会の会期早期決定について
第10回	平成31年3月5日	議会向上会議報告書案について

資料編目次

1	千葉市議会向上会議設置要綱	11
2	委員名簿	13
3	議会のICT化に関すること	
	ICT化の考え方について	14
	前回会議までの合意事項	15
	タブレット端末導入にあたって	16
	正副委員長案（決定）	17
4	議会の会期の早期決定に関すること	
	従前制度（議会先例No158）ほか	18
	試行制度について ほか	34
	発言時間（代表質問（質疑）・一般質問）についての決定事項（案）	39

千葉市議会向上会議設置要綱

(設置)

第1条 本市議会は、千葉市議会基本条例（平成29年千葉市条例第26号）に基づき議会の機能強化及び議員の資質向上を図るため、千葉市議会向上会議（以下「議会向上会議」という。）を設置する。

(協議・検討事項)

第2条 議会向上会議は、次の事項を協議・検討する。

- (1) 議会のICT化に関すること。
- (2) 議会の会期の早期決定に関すること。
- (3) 議員の資質の向上に関すること。
- (4) その他必要と認める事項

(委員)

第3条 議会向上会議は、議長及び副議長を含む委員13人をもって組織し、各会派から選出される委員の数は、次のとおりとする。

- (1) 自由民主党千葉市議会議員団 5人
- (2) 未来民主ちば 3人
- (3) 公明党千葉市議会議員団 3人
- (4) 日本共産党千葉市議会議員団 2人

2 委員の任期は、第9条に定める議会向上会議の設置期間とする。ただし、委員は、その任期中、交替することができる。

3 委員がその所属する会派を離脱したときは、委員の職を解かれるものとする。この場合において、当該委員が所属していた会派は、速やかに新たな委員を選出するものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 議会向上会議に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、それぞれ議長及び副議長がその職務を務めるものとする。
- 3 委員長は、議会向上会議を主宰する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 議会向上会議は、委員長が招集する。

- 2 議会向上会議は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議会向上会議は、必要があると認めるときは、関係者の出席又は資料の提出を求めることができる。

4 議会向上会議は、公開とする。ただし、必要があると認めるときは、公開しないことができる。

5 議会向上会議は、議論を尽くし、本市議会の歴史と伝統に基づき少数意見を尊重するほか、会派間・議員間の合意形成を図るよう最大限の努力を払うものとする。

(部会等)

第6条 議会向上会議は、専門的事項を協議・検討させるため、部会等を置くことができる。

(記録)

第7条 委員長は、議会事務局の職員に議事の概要、出席者の氏名等必要な事項を記載した記録を作成させる。

(協議結果の報告)

第8条 委員長は、協議・検討事項に関し結論が得られたときは、報告書を作成し、議長に報告する。

(設置期間)

第9条 議会向上会議の設置期間は、この要綱の施行の日から平成31年3月31日までとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議会向上会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成29年9月28日から施行する。

附 則

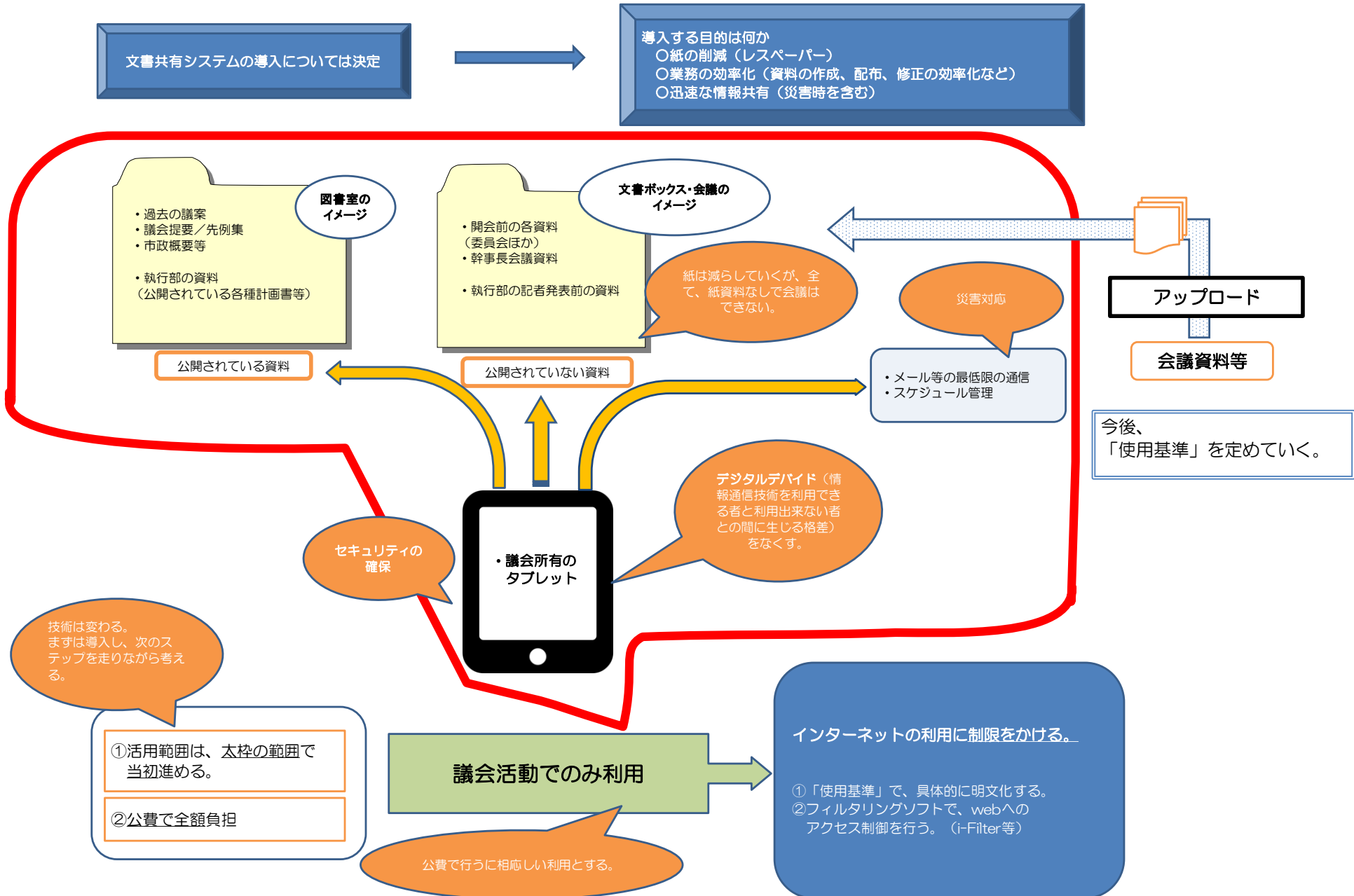
この要綱は、平成30年5月28日から施行する。

千葉市議会向上会議委員名簿

平成29年9月28日～平成31年3月31日

	役職	委員名	会派名	備考
1	委員長	小松崎 文嘉	自由民主党 千葉市議会議員団	議長
2	副委員長	村尾 伊佐夫	公明党 千葉市議会議員団	副議長
3	委員	阿 部 智	自由民主党 千葉市議会議員団	
4	委員	植 草 毅		
5	委員	岩 井 雅 夫		幹事長 (H30. 4. 1～)
6	委員	小 川 智 之		
7	委員	麻 生 紀 雄	未来民進ちば (～H30. 5. 27) 未来民主ちば (H30. 5. 28～)	幹事長
8	委員	山 本 直 史		
9	委員	白 鳥 誠		
10	委員	森 山 和 博	公明党 千葉市議会議員団	
11	委員	近藤 千鶴子		幹事長
12	委員	中 村 公 江	日本共産党 千葉市議会議員団	
13	委員	福 永 洋		幹事長

ICT化の考え方について



【前回会議までの合意事項】

- 1 セキュリティを確保しつつ、クラウド型文書共有システム（図書室・文書交換室・会議等）・グループウェア等を活用できる議会所有のタブレット端末（個別回線）を全議員に貸与する。
- 2 活用範囲は「議会活動」とし、導入経費は全額公費とする。
- 3 使用基準等を定め、活用を推進する。
- 4 スモールスタートとし、デジタルデバイド（情報格差）を考慮しながら、段階的に進めていく。なお、タブレット端末活用の習熟期間は紙資料を併用する。
- 5 導入時期は改選後とし、2年後に導入効果の検証を行い、効果が表れていない場合は、タブレットの使用中止も含めた検討を行う。

タブレット端末導入にあたって

1 確認・協議事項

- (1) 全議員がタブレット端末を使用する。
- (2) 郵送やFAX等で送付していた通知類を電子メールにて、各議員の個別端末に配信する。
- (3) タブレット端末導入後の運用ルールを作成する。

2 対応について

導入前実施内容（紙→電子へ）

実施時期	平成30年第4回定例会から
対象者	全議員
実施内容	議会事務局との連絡等（開催通知・出欠通知や資料）については、各議員の個別端末（スマートフォン、パソコン、タブレット）に電子メールで配信する。
対応する資料	各種会議・総会開催通知・連絡事項 （例）招集通知、常任委員会開催通知、定例会運営日程等
制限内容	①機密文書の送信は行わない。 ②大容量のファイルの送信は行わない。 ③即時対応案件については行わない。
留意点	議会事務局からの電子メールは件名の文頭にカッコ書きの中に、締切や日時などの要旨を記載する。 （例）（開催日〇月〇日）総務委員会の開催について

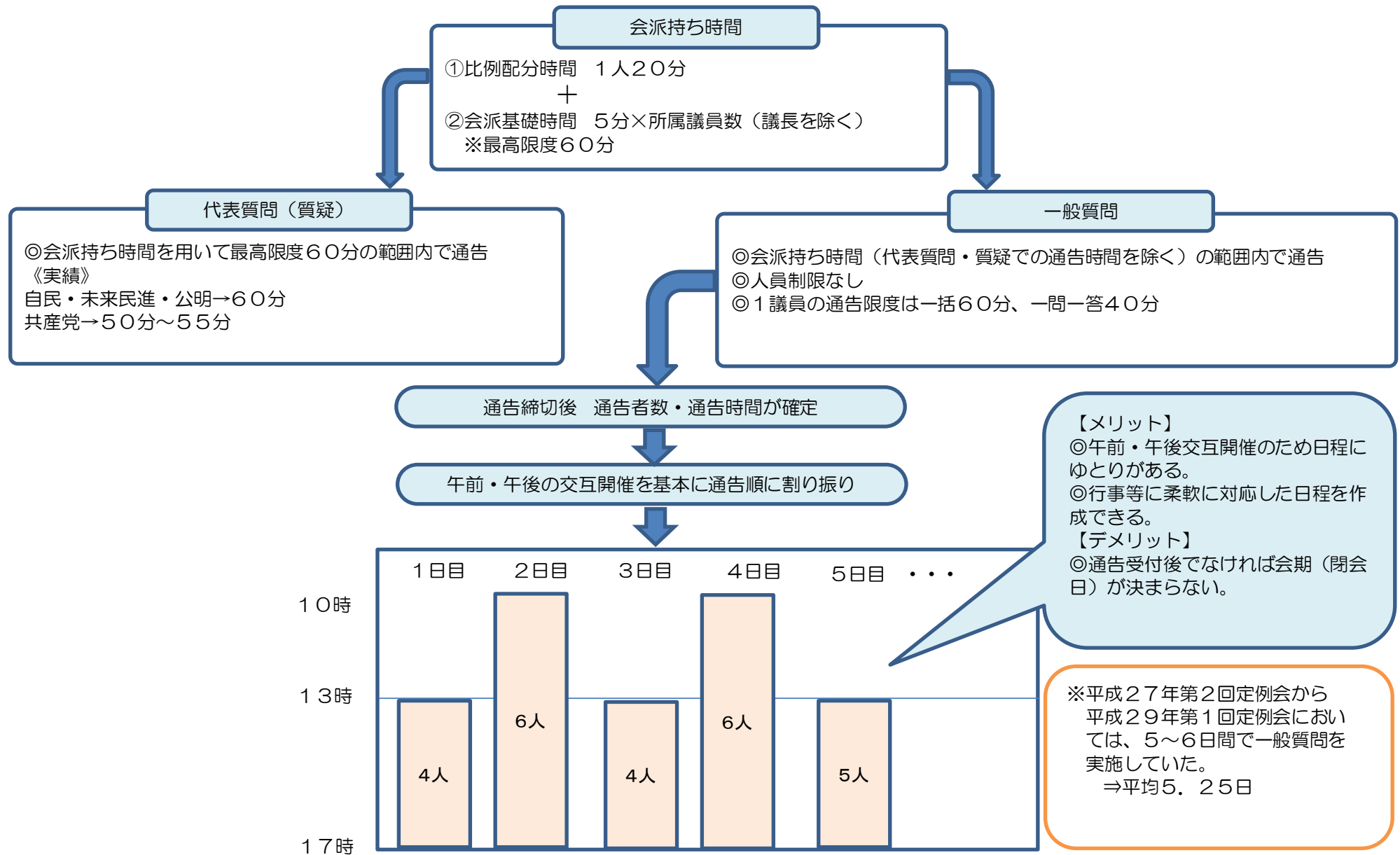
3 タブレット端末導入後の運用ルール骨子案（やること、やらないこと）について

- (1) 全議員がタブレット端末を確実に使用する。
- (2) 議会事務局・執行部からの連絡・情報提供は、電子メールに一元化する。また、データ送信により、完了とする。
- (3) 基本的に完全ペーパーレス化する。（紙資料が必要な場合については、個々で印刷を行い、電子媒体で提供された資料についての紙資料要求は行わない。）

【正副委員長案（決定）】

まず、システム（文書共有システム・グループウェア）を早期に導入するとともに、貸出用タブレットを複数台用意することとし、議会事務局・執行部からのメールの一元化や冊子類の基本的完全ペーパーレス化についての検証、端末を保持していない者も含めてタブレットを十分活用できることの確認など、試行的運用を実施する。こうした検証・確認を踏まえた後に、タブレット端末を本格導入することとする。

従前制度(議会先例No158)



試行制度

代表質問（質疑）

◎従前の会派通告時間を維持するため、会派基礎時間7分×所属議員数（端数を5分単位に切上げ・最高限度60分）により代表質問（質疑）を実施
《各会派の持ち時間》
自民・未来民進・公明→60分、共産党→50分

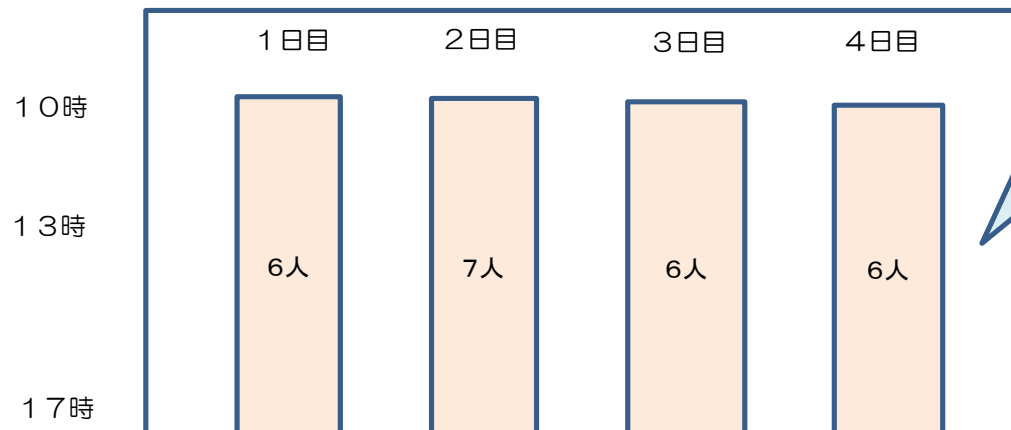
一般質問

◎一般質問開催日数は4日間とする
◎会議規則で定める会議時間を基に、質問対象者全員が通告した場合でも一般質問が4日間で終了するための比例配分時間を設定
4日間の会議時間1,320分÷1.5÷質問対象者数（正副議長・監査委員を除く）46人＝20分
◎比例配分時間20分に各会派の質問対象者数を乗じた会派持ち時間内で通告

一般質問開催日数を4日間に固定（1開催日当たり会議時間は330分と想定）

通告締切後 通告者数・通告時間が確定

初日午前10時から通告順に割り振り



【メリット】

◎予め一般質問開催日数が確定しているため閉会日を含めた会期を事前に公表できる。

【デメリット】

◎4日全て午前10時から午後5時を目途に質問を行う枠組みのため、ゆとりがなく突発的な会議等も開催しにくい。

※平成29年第2回定例会以降においては、4日間で一般質問を試行実施した。
⇒平均4.00日

○ 前回(第4回議会向上会議)の主な所感

- ・ 余裕を持った日数に見直すべき。
- ・ 日数を5日間制にすべき。
- ・ 現状維持の4日間制とすべき。
- ・ 個人持ち時間を基にした年間持ち時間制の導入を検討すべき。
- ・ 4日間に収めるための協力をしようという議論もあった。
- ・ 試行期間中の一般質問開催日に行った諸会議などのデータ作成を望む。
- ・ 試行制度における各会派の持ち時間に対する消化率などのデータに基づいた検証が必要である。

→ 検証資料を作成し、協議を行う

○ 今後の協議の流れ

1 試行制度について

	所感や課題に思う点
代表質問（質疑）	
一般質問	

2 見直しの必要性について

代表質問（質疑）	あり・なし
一般質問	あり・なし

※「あり」の場合



※「なし」の場合



協議終了

3 見直し案（方向性）について

代表質問（質疑）	
一般質問	

次回会議の協議内容

4 3に基づき、たたき台の提示・協議

5 正副委員長案の提示

6 協議・決定

平成29年第2回定例会 一般質問会議時間実績

時間	1日目(7月7日)	2日目(7月10日)	3日目(7月11日)	4日目(7月12日)
10:00	青山議員(一括30分) 10:01~10:37	三井議員(一括20分)10:01~10:23	阿部議員(一問一答40分⇒60分) 10:01~10:33	櫻井(崇)議員(一括20分)10:01~10:33
10:15				
10:30	三須議員(一括40分) 10:37~11:21	川村議員(一問一答40分⇒60分) 10:23~11:23	山本議員(一括30分) 10:34~11:30	米持議員(一括40分) 10:33~11:25
10:45				
11:00				
11:15	橋本議員(一括20分)11:22~11:48	植草議員(一問一答20分⇒30分) 11:24~11:44		
11:30				
11:45				
12:00	休憩72分 11:48~13:00	休憩76分 11:44~13:00	休憩90分 11:30~13:00	休憩85分 11:25~13:00
12:15		議連	代表者会議 12:00~12:20	議連
12:30			議連	
12:45				
13:00	亀井議員(一問一答30分⇒45分) 13:00~13:45	伊藤議員(一括25分) 13:00~13:35	岩崎議員(一括30分) 13:00~13:47	田畑議員(一括40分) 13:00~13:58
13:15				
13:30				
13:45	柊澤議員(一問一答28分⇒42分) 13:45~14:27	渡辺議員(一括30分) 13:36~14:25	森山議員(一括40分) 13:47~14:55	三瓶議員(一問一答35分⇒52分) 13:58~14:42
14:00				
14:15				
14:30	休憩33分 14:27~15:00	休憩35分 14:25~15:00		
14:45	幹事長会議 14:31~14:53			
15:00		佐々木(友)議員(一問一答28分⇒42分) 15:00~15:40	休憩35分 14:56~15:30	休憩58分 14:42~15:45
15:15	桜井(秀)議員(一括40分) 15:00~15:52		議連	議会運営委員会 14:45~15:18
15:30				
15:45		盛田議員(一問一答28分⇒42分) 15:40~16:20	中村議員(一問一答28分⇒42分) 15:30~16:12	
16:00	段木議員(一問一答35分⇒52分) 15:53~16:40		福永議員(一問一答28分⇒42分) 16:12~16:53	小川議員(一括40分) 15:45~16:55
16:15		幹事長会議 16:29~17:04		
16:30				
16:45				
17:00				
17:15				

※通告者25人 通告時間785分(全体時間920分) 執行率85. 3%

平成29年第3回定例会 一般質問会議時間実績

時間	1日目(9月25日)	2日目(9月26日)	3日目(9月27日)	4日目(9月28日)
10:00	中村議員(一問一答28分⇒42分) 10:01～10:42	酒井議員(一問一答40分⇒60分) 10:01～11:00	川村議員(一問一答40分⇒60分) 10:01～10:41	櫻井(崇)議員(一括20分) 10:01～10:31
10:15				
10:30				
10:45	青山議員(一括40分) 10:43～11:30	亀井議員(一問一答20分⇒30分) 11:01～11:31	山本議員(一括20分) 10:42～11:12	小川議員(一括40分) 10:32～11:32
11:00				
11:15				
11:30	栢澤議員(一問一答28分⇒42分) 11:31～12:13	三井議員(一問一答20分⇒30分) 11:31～11:58	阿部議員(一問一答30分⇒45分) 11:13～11:54	三瓶議員(一問一答20分⇒30分) 11:32～12:02
11:45				
12:00				
12:15	休憩62分 12:13～13:15	休憩62分 11:58～13:00	休憩66分 11:54～13:00	休憩58分 12:02～13:00
12:30				
12:45				
13:00	段木議員(一問一答20分⇒30分) 13:15～13:45	佐々木(友)議員(一問一答28分⇒42分) 13:00～13:42	岩崎議員(一括25分) 13:00～13:34	福永議員(一問一答28分⇒42分) 13:00～13:43
13:15				
13:30				
13:45	茂手木議員(一括30分) 13:45～14:07	野本議員(一問一答28分⇒42分) 13:43～14:25	松井議員(一問一答35分⇒52分) 13:34～14:21	布施議員(一問一答40分⇒60分) 13:43～14:39
14:00	石川議員(一括30分) 14:07～14:27			
14:15	向後議員(一括20分) 14:28～14:54			
14:30	決算審査特別委員会分科会 約5分	休憩35分 14:25～15:00	休憩49分 14:21～15:10	決算特委理事会 14:24～14:28
14:45				
15:00				
15:15	蛭田議員(一括35分) 15:00～15:35	米持議員(一括40分) 15:10～16:00		幹事長会議 15:09～16:25
15:30				
15:45				
16:00	石井議員(一括40分) 15:36～16:25			
16:15				
16:30				
16:45				
17:00				
17:15				

※通告者25人 通告時間745分(全体時間920分) 執行率81.0%

平成29年第4回定例会 一般質問会議時間実績

時間	1日目(12月8日)	2日目(12月11日)	3日目(12月12日)	4日目(12月13日)
10:00	盛田議員(一問一答28分⇒42分) 10:01～10:40	渡辺議員(一括35分) 10:01～11:08	白鳥議員(一問一答40分⇒60分) 10:01～10:58	三瓶議員(一問一答20分⇒30分) 10:00～10:27
10:15				阿部議員(一問一答30分⇒45分) 10:28～11:13
10:30	梶澤議員(一問一答28分⇒42分) 10:41～11:23		桜井(秀)議員(一括40分) 10:58～11:45	小川議員(一問一答40分⇒60分) 11:13～12:11
10:45		酒井議員(一括40分) 11:08～12:18		
11:00			休憩75分 11:45～13:00	休憩64分 12:11～13:15
11:15				
11:30	休憩97分 11:23～13:00			
11:45		休憩61分 12:19～13:20		
12:00			佐々木(友)議員(一問一答28分⇒42分) 13:00～13:39	米持議員(一括35分) 13:15～13:57
12:15				
12:30			福永議員(一問一答28分⇒42分) 13:39～14:20	田畑議員(一括40分) 13:58～14:59
12:45				
13:00	三須議員(一括40分) 13:00～13:45	松井議員(一括25分) 13:20～13:59	櫻井(崇)議員(一問一答20分⇒30分) 14:21～14:38	
13:15				休憩41分 14:59～15:40
13:30	段木議員(一問一答20分⇒30分) 13:45～14:16	野本議員(一問一答28分⇒42分) 14:00～14:41	休憩31分 14:39～15:10	議会運営委員会 15:02～15:15
13:45			麻生議員(一問一答20分⇒30分) 15:10～15:35	
14:00	向後議員(一括20分) 14:16～14:41	三井議員(一問一答20分⇒30分) 14:41～15:05	山本議員(一括20分) 15:35～16:03	亀井議員(一問一答20分⇒30分) 15:40～16:10
14:15				
14:30	休憩29分 14:41～15:10	休憩29分 15:05～15:34		
14:45				
15:00	川村議員(一問一答30分⇒45分) 15:10～15:54	川岸議員(一括50分) 15:35～16:45		
15:15				
15:30				
15:45				
16:00				
16:15				
16:30				
16:45				
17:00				
17:15				

※通告者25人 通告時間745分(全体時間920分) 執行率81.0%

平成30年第1回定例会 一般質問会議時間実績

時間	1日目(3月9日)	2日目(3月12日)	3日目(3月13日)	4日目(3月14日)
10:00	梶澤議員(一問一答28分⇒42分) 10:01~10:42	向後議員(一括20分)10:01~10:29	松井議員(一問一答35分⇒52分) 10:01~10:49	小川議員(一問一答40分⇒60分) 10:01~11:01
10:15				
10:30	中村議員(一問一答28分⇒42分) 10:43~11:20	三井議員(一問一答30分⇒45分) 10:30~11:08		
10:45			山本議員(一括30分) 10:49~11:32	米持議員(一括40分) 11:01~11:48
11:00		川村議員(一問一答30分⇒45分) 11:09~11:53		
11:15	青山議員(一括30分) 11:20~12:00			
11:30			休憩88分 11:32~13:00	休憩72分 11:48~13:00
11:45		休憩67分 11:53~13:00	代表者会議	幹事長会議 12:20~12:53
12:00	休憩60分 12:00~13:00	議連		
12:15				
12:30				
12:45				
13:00	三須議員(一括40分)13:00~13:30	岩井議員(一問一答30分⇒45分) 13:00~13:40	盛田議員(一問一答28分⇒42分) 13:00~13:40	白鳥議員(一問一答40分⇒60分) 13:00~13:59
13:15				
13:30	櫻井(崇)議員(一問一答20分⇒30分)13:30~13:53	森山議員(一括40分) 13:40~14:35	伊藤議員(一括30分) 13:40~14:21	
13:45				三瓶議員(一問一答30分⇒45分) 14:00~14:38
14:00	石川議員(一括30分)13:53~14:18			
14:15	休憩32分 14:18~14:50	休憩35分 14:35~15:10	休憩39分 14:21~15:00	議会運営委員会 14:40~15:01
14:30		正副主査会議	予算特委理事会 14:24~14:33	
14:45	段木議員(一問一答30分⇒45分) 14:50~15:29		橋本議員(一括20分)15:01~15:26	休憩52分 14:38~15:30
15:00		佐々木(友)議員(一問一答28分⇒42分) 15:10~15:51		
15:15	予算審査特別委員会分科会 約5分		野本議員(一問一答28分⇒42分) 15:27~16:08	阿部議員(一問一答30分⇒45分) 15:30~15:58
15:30				
15:45		岩崎議員(一括25分)15:51~16:28	亀井議員(一問一答30分⇒45分) 16:09~16:53	予算審査特別委員会15:59~16:14
16:00				
16:15		議会向上会議 16:34~17:18		
16:30				
16:45				
17:00				
17:15				

※通告者26人 通告時間790分(全体時間920分) 執行率85.9%

平成29年第2回定例会一般質問通告実績

(単位:人、分、%)

会派名	所属議員数	質問対象者数 ①	会派持ち時間 ②	通告者数 ③	通告時間 ④	会派持ち時間等の執行状況			
						残人数 ①－③	執行率 ③÷①	残時間 ②－④	執行率 ④÷②
自民党	17	16	320	6	220	10	37.5	100	68.8
未来民進ちば	12	11	220	6	190	5	54.5	30	86.4
公明党	8	7	140	4	135	3	57.1	5	96.4
共産党	7	7	140	5	140	2	71.4	0	100
市民ネットワーク	3	3	60	2	60	1	66.7	0	100
無所属	1	1	20	1	20	0	100	0	100
無所属	1	0	0	0	0	0	0	0	0
無所属	1	1	20	1	20	0	100	0	100
合計	50	46	920	25	785	21	54.3	135	85.3

※質問対象者数は所属議員数から正副議長及び監査委員を除いた人数。
 ※会派持ち時間は質問対象者数に個人比例配分時間20分を乗じた時間。

平成29年第3回定例会一般質問通告実績

(単位: 人、分、%)

会派名	所属議員数	質問対象者数 ①	会派持ち時間 ②	通告者数 ③	通告時間 ④	会派持ち時間等の執行状況			
						残人数 ①－③	執行率 ③÷①	残時間 ②－④	執行率 ④÷②
自民党	17	15	300	7	250	8	46.7	50	83.3
未来民進ちば	12	11	220	7	175	4	63.6	45	79.5
公明党	8	7	140	2	80	5	28.6	60	57.1
共産党	7	7	140	5	140	2	71.4	0	100
市民ネットワーク	3	3	60	2	60	1	66.7	0	100
無所属	1	1	20	0	0	1	0	20	0
無所属	1	1	20	1	20	0	100	0	100
無所属	1	1	20	1	20	0	100	0	100
合計	50	46	920	25	745	21	54.3	175	81

※質問対象者数は所属議員数から正副議長及び監査委員を除いた人数。

※会派持ち時間は質問対象者数に個人比例配分時間20分を乗じた時間。

平成29年第4回定例会一般質問通告実績

(単位:人、分、%)

会派名	所属議員数	質問対象者数 ①	会派持ち時間 ②	通告者数 ③	通告時間 ④	会派持ち時間等の執行状況			
						残人数 ①－③	執行率 ③÷①	残時間 ②－④	執行率 ④÷②
自民党	17	15	300	5	175	10	33.3	125	58.3
未来民進ちば	12	11	220	8	200	3	72.7	20	90.9
公明党	8	7	140	3	130	4	42.9	10	92.9
共産党	7	7	140	5	140	2	71.4	0	100
市民ネットワーク	3	3	60	2	60	1	66.7	0	100
無所属	1	1	20	0	0	1	0	20	0
無所属	1	1	20	1	20	0	100	0	100
無所属	1	1	20	1	20	0	100	0	100
合計	50	46	920	25	745	21	54.3	175	81

※質問対象者数は所属議員数から正副議長及び監査委員を除いた人数。
 ※会派持ち時間は質問対象者数に個人比例配分時間20分を乗じた時間。

平成30年第1回定例会一般質問通告実績

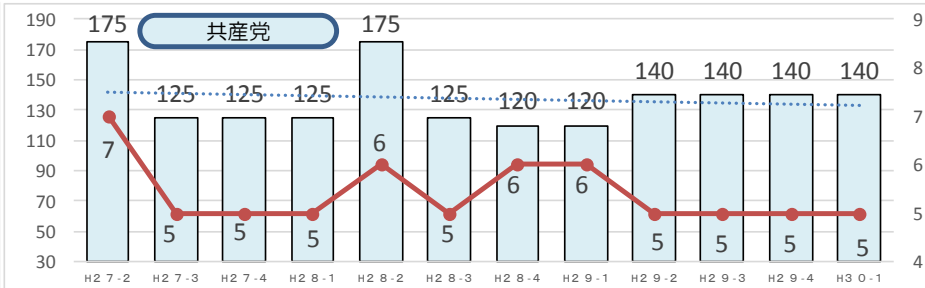
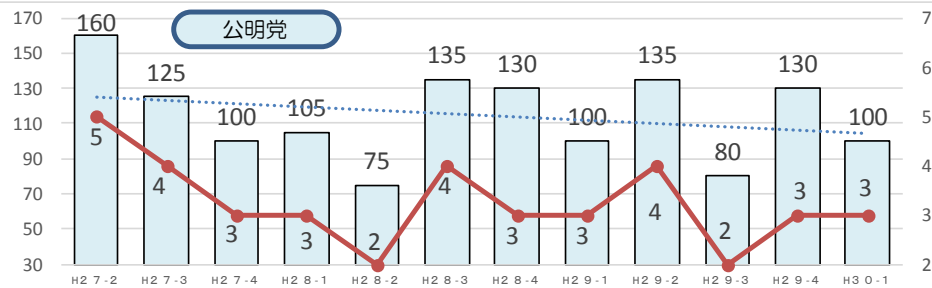
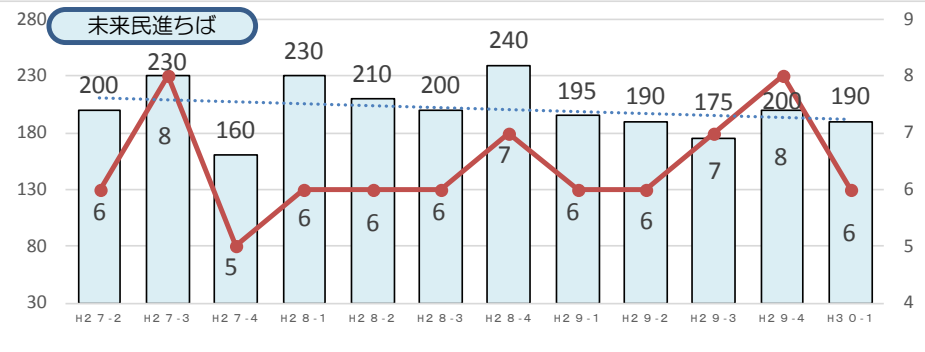
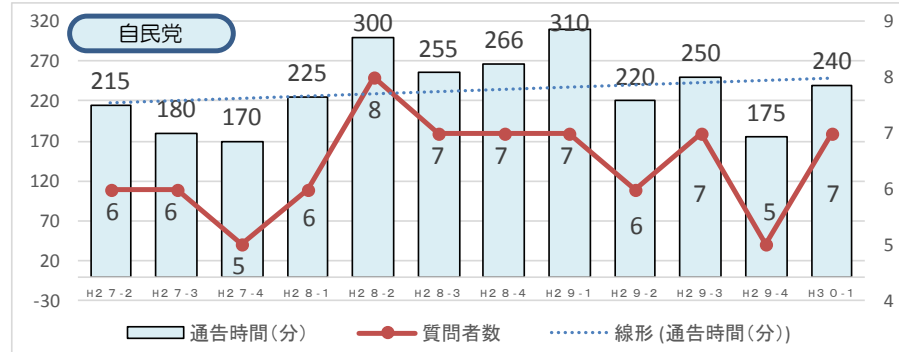
(単位:人、分、%)

会派名	所属議員数	質問対象者数 ①	会派持ち時間 ②	通告者数 ③	通告時間 ④	会派持ち時間等の執行状況			
						残人数 ①－③	執行率 ③÷①	残時間 ②－④	執行率 ④÷②
自民党	17	15	300	7	240	8	46.7	60	80
未来民進ちば	12	11	220	6	190	5	54.5	30	86.4
公明党	8	7	140	3	100	4	42.9	40	71.4
共産党	7	7	140	5	140	2	71.4	0	100
市民ネットワーク	3	3	60	2	60	1	66.7	0	100
無所属	1	1	20	1	20	0	100	0	100
無所属	1	1	20	1	20	0	100	0	100
無所属	1	1	20	1	20	0	100	0	100
合計	50	46	920	26	790	20	56.5	130	85.9

※質問対象者数は所属議員数から正副議長及び監査委員を除いた人数。
 ※会派持ち時間は質問対象者数に個人比例配分時間20分を乗じた時間。

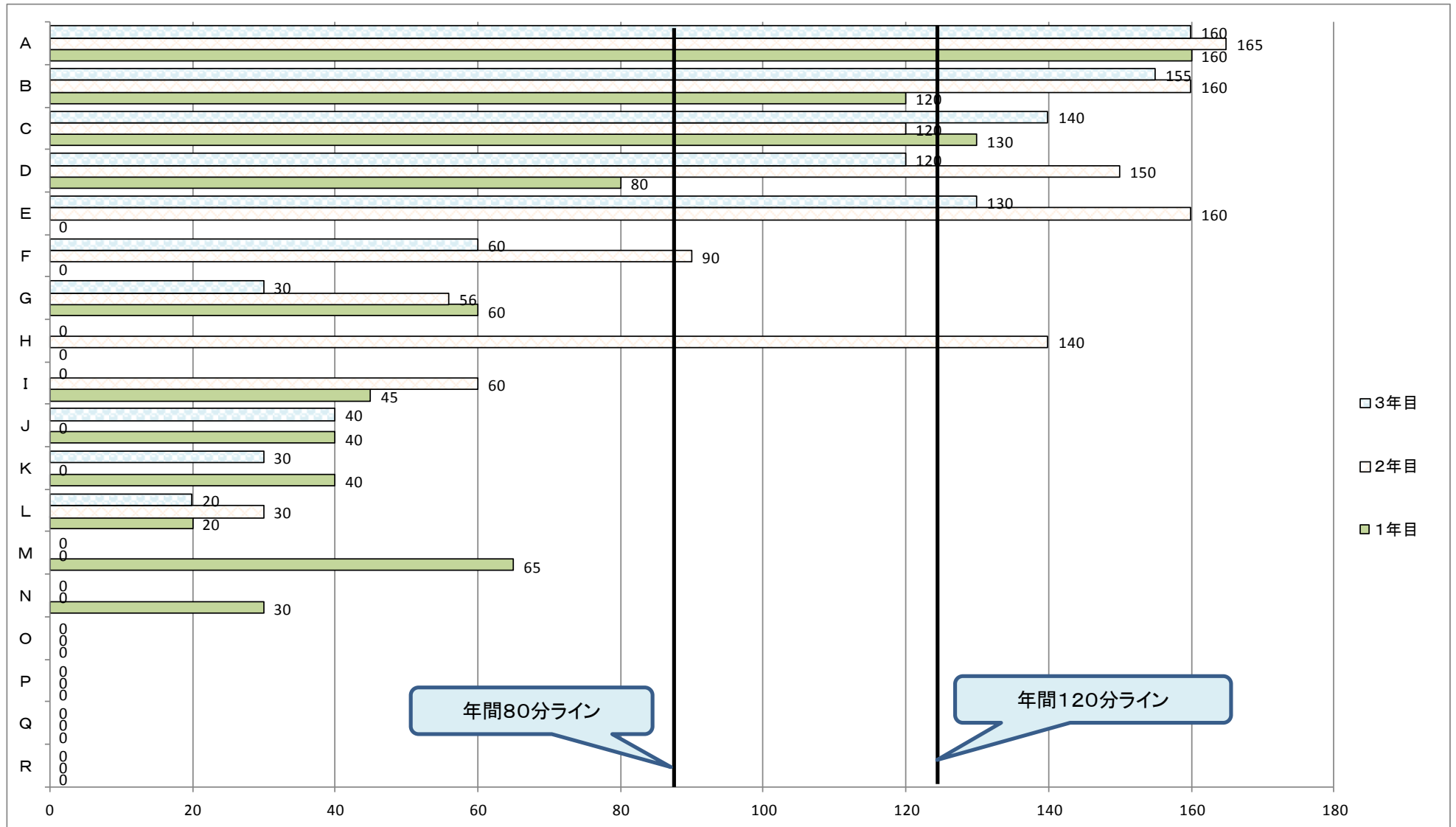
一般質問通告実績(会派別)

区分		H27-2	H27-3	H27-4	H28-1	H28-2	H28-3	H28-4	H29-1	H29-2	H29-3	H29-4	H30-1
自 民 党	質問者数	6	6	5	6	8	7	7	7	6	7	5	7
	通告時間(分)	215	180	170	225	300	255	266	310	220	250	175	240
未 来 民 進 ち ば	質問者数	6	8	5	6	6	6	7	6	6	7	8	6
	通告時間(分)	200	230	160	230	210	200	240	195	190	175	200	190
公 明 党	質問者数	5	4	3	3	2	4	3	3	4	2	3	3
	通告時間(分)	160	125	100	105	75	135	130	100	135	80	130	100
共 産 党	質問者数	7	5	5	5	6	5	6	6	5	5	5	5
	通告時間(分)	175	125	125	125	175	125	120	120	140	140	140	140
市 民 ネット	質問者数	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2
	通告時間(分)	75	75	75	75	75	75	75	75	60	60	60	60
無 所 属 の 会	質問者数	2	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0
	通告時間(分)	50	50	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0
無 所 属	質問者数	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0	1
	通告時間(分)	0	0	0	0	0	0	0	20	20	0	0	20
無 所 属	質問者数	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	1
	通告時間(分)	0	0	0	0	0	0	0	20	0	20	20	20
無 所 属	質問者数	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
	通告時間(分)	0	0	0	0	20	20	20	20	20	20	20	20



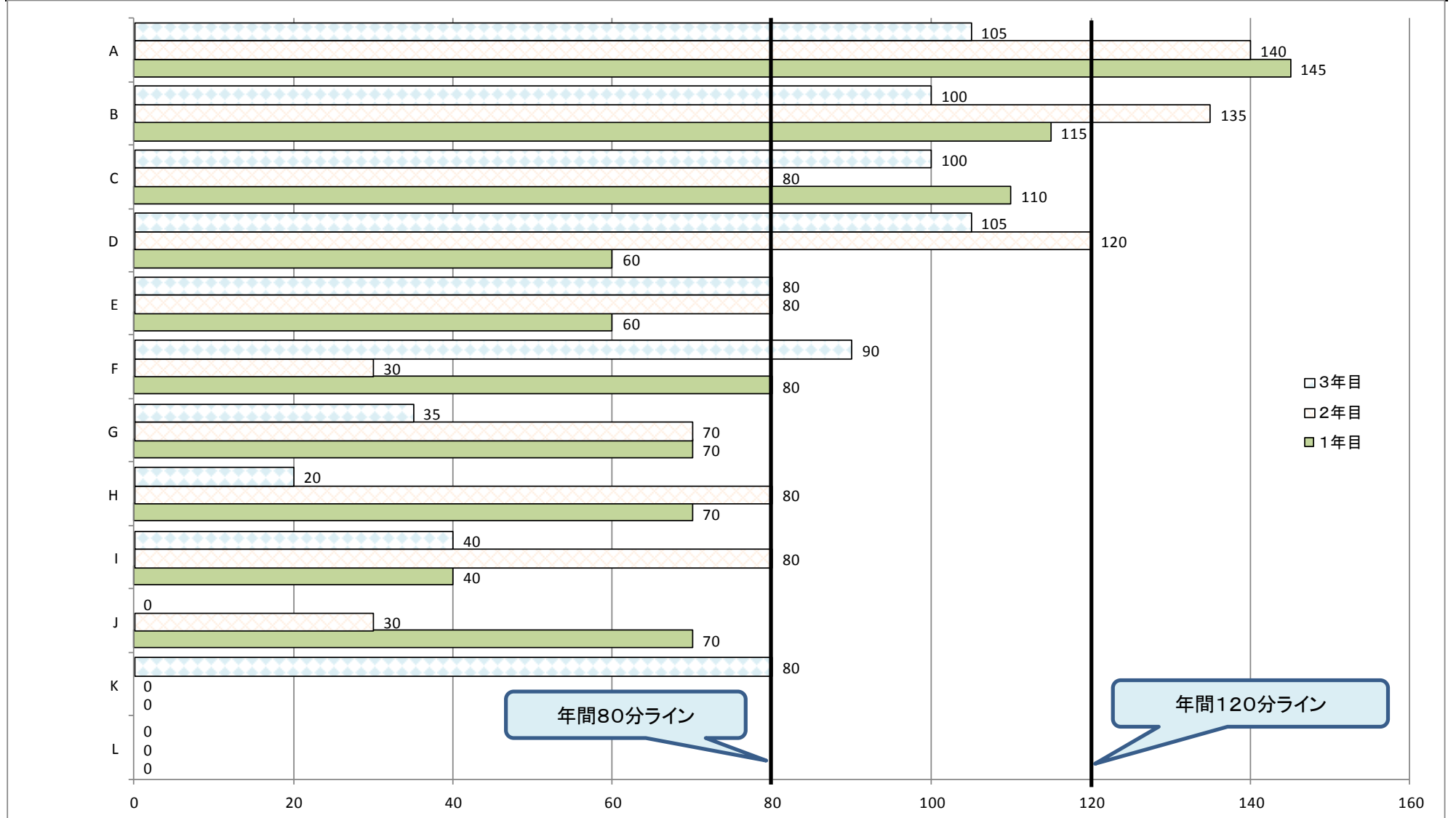
一般質問通告実績(議員別・自民党)

区分	1年目	2年目	3年目	備考
通告人数	11	10	10	通告人数は1年間(4定例会)に会派内で一般質問の通告を行った人数
うち年間80分超(人)	4	7	7	
うち年間120分超(人)	3	6	5	
通告時間	790	1,131	885	
通告時間÷通告者数(分)	72	113	89	会派で一般質問を行った議員の通告時間に基づく年間平均通告時間



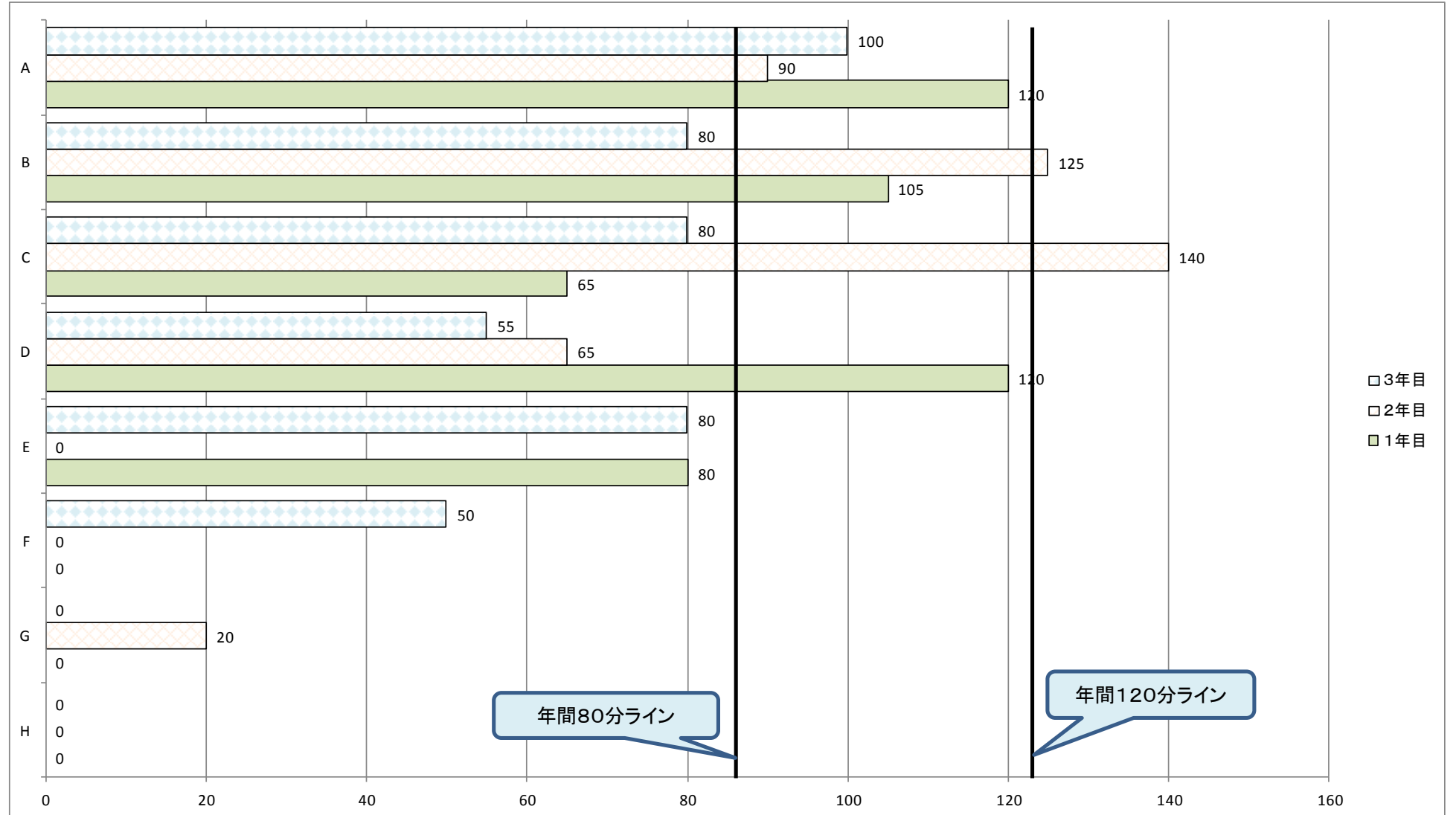
一般質問通告実績(議員別・未来民進ちば)

区分	1年目	2年目	3年目	備考
通告人数	10	10	10	通告人数は1年間(4定例会)に会派内で一般質問の通告を行った人数
うち年間80分超(人)	4	7	7	
うち年間120分超(人)	1	3	0	
通告時間	820	845	755	
通告時間÷通告者数(分)	82	85	76	会派で一般質問を行った議員の通告時間に基づく年間平均通告時間



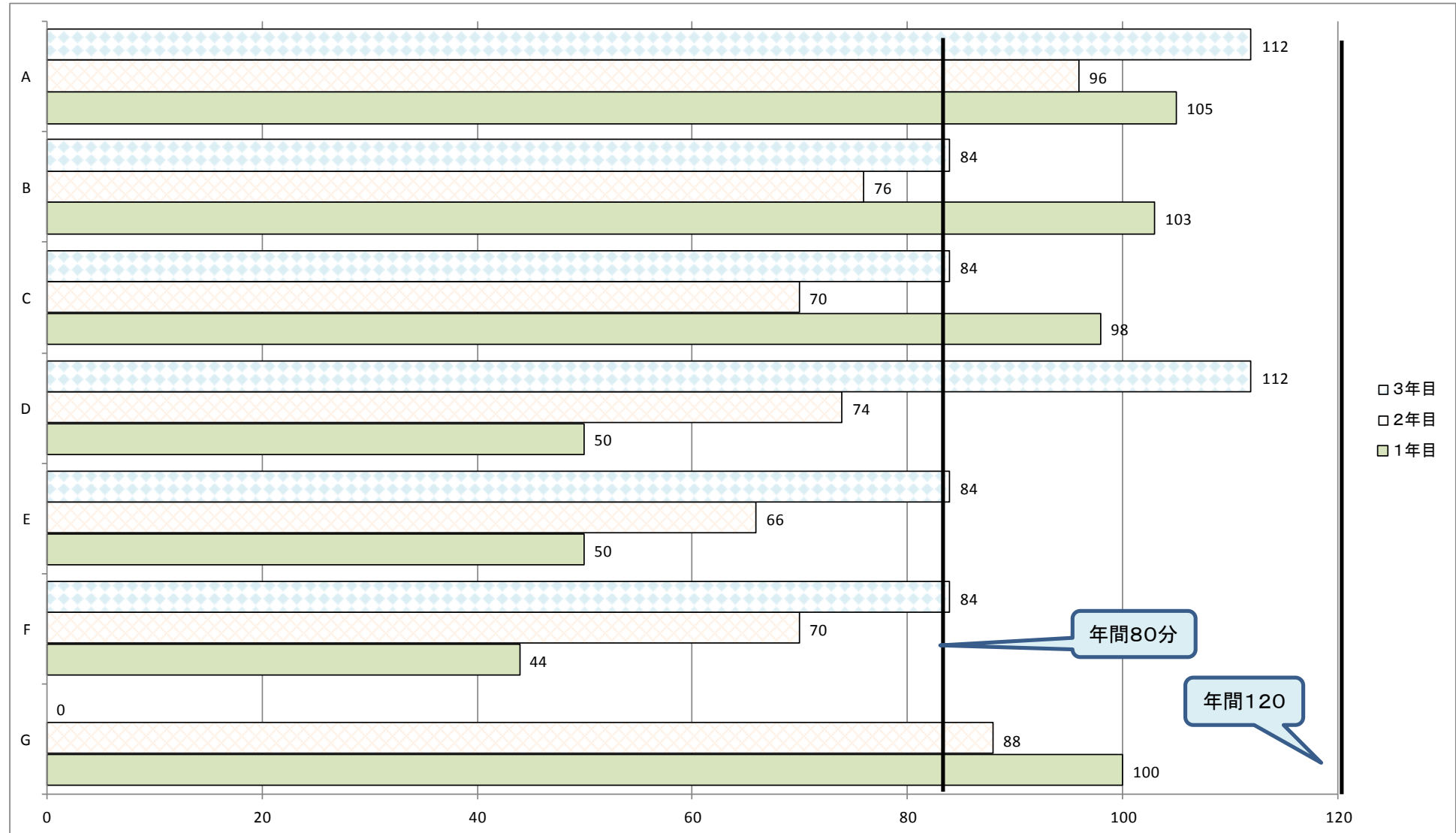
一般質問通告実績(議員別・公明党)

区分	1年目	2年目	3年目	備考
通告人数	5	5	6	通告人数は1年間(4定例会)に会派内で一般質問の通告を行った人数
うち年間80分超(人)	4	3	4	
うち年間120分超(人)	2	2	0	
通告時間	490	440	445	
通告時間÷通告者数(分)	98	88	74	会派で一般質問を行った議員の通告時間に基づく年間平均通告時間



一般質問通告実績(議員別・共産党)

区分	1年目	2年目	3年目	備考
通告人数	7	7	6	通告人数は1年間(4定例会)に会派内で一般質問の通告を行った人数
うち年間80分超(人)	4	2	6	
うち年間120分超(人)	0	0	0	
通告時間	550	540	560	
通告時間÷通告者数(分)	79	77	93	会派で一般質問を行った議員の通告時間に基づく年間平均通告時間



試行制度について

代表質問（質疑）

◎従前の会派通告時間を維持するため、会派基礎時間7分×所属議員数（端数を5分単位に切上げ・最高限度60分）により代表質問（質疑）を実施

《現状の各会派の持ち時間》

自民・未来民主・公明→60分、共産→50分

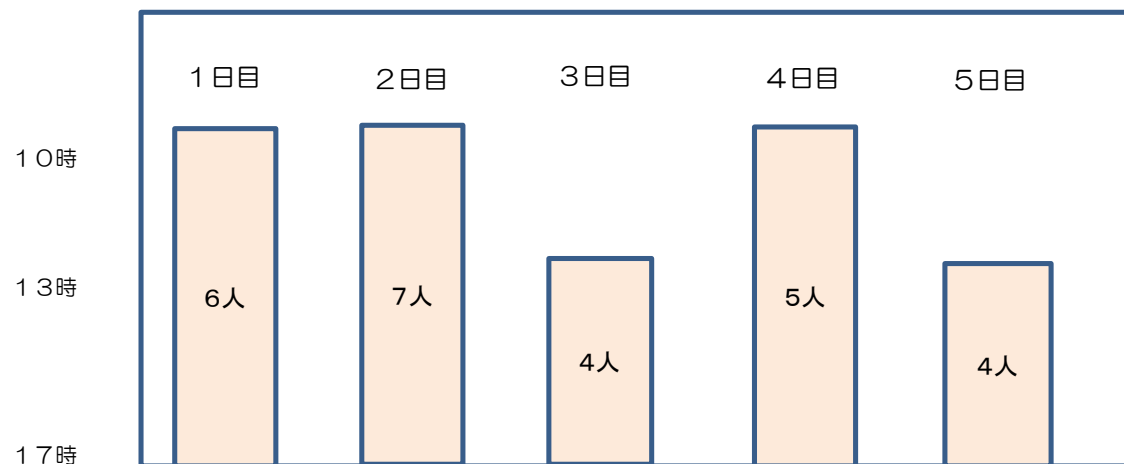
一般質問

◎一般質問開催日数5日間（平成29年第2回定例会から1年余は4日間）で試行中

◎比例配分時間20分に各会派の質問対象者数を乗じた会派持ち時間内で通告

※比例配分時間・・・質問対象者全員が通告した場合でも一般質問が4日間で終了するための時間を設定

4日間の会議時間1,320分÷1.5÷質問対象者数（正副議長・監査委員を除く）46人＝20分



※ 人数は平成30年第3回定例会の実績

【メリット】

◎予め一般質問開催日数が確定するため、閉会日を含めた会期を事前に公表できる。

◎平成29年第2回定例会以降の1年間余、午前10時から午後5時の枠組みで、4日間で試行した。

◎平成30年第3回、第4回定例会は5日間で試行中。5日間のうち、2日は午後開催となる枠組み。

平成30年第2回定例会一般質問通告実績

(単位:人、分、%)

会派名	所属議員数	質問対象者数 ①	会派持ち時間 ②	通告者数 ③	通告時間 ④	会派持ち時間等の執行状況			
						残人数 ①－③	執行率 ③÷①	残時間 ②－④	執行率 ④÷②
自民党	17	15	300	6	215	9	40	85	71.7
未来民主ちば	12	11	220	8	220	3	72.7	0	100
公明党	8	7	140	4	140	3	57.1	0	100
共産党	7	7	140	6	140	1	85.7	0	100
市民ネットワーク	3	3	60	2	60	1	66.7	0	100
橋本議員	1	1	20	1	20	0	100	0	100
向後議員	1	1	20	1	20	0	100	0	100
櫻井議員	1	1	20	1	20	0	100	0	100
合計	50	46	920	29	835	17	63	85	90.8

※質問対象者数は所属議員数から正副議長及び監査委員を除いた人数。
 ※会派持ち時間は質問対象者数に個人比例配分時間20分を乗じた時間。

平成30年第2回定例会 一般質問会議時間実績

時間	1日目(6月15日)	2日目(6月18日)	3日目(6月19日)	4日目(6月20日)
10:00	近藤議員(一括35分) 10:02～11:08	蛭田議員(一括30分)10:01～10:28	松井議員(一問一答30分⇒45分) 10:01～10:42	松坂議員(一括20分)10:01～10:38
10:15				
10:30				
10:45				
11:00	桜井(秀)議員(一括40分) 11:09～12:09	段木議員(一問一答30分⇒45分) 10:29～11:12	田畑議員(一括45分) 10:43～11:53	阿部議員(一問一答30分⇒45分) 10:38～11:23
11:15				
11:30				
11:45				
12:00	休憩61分 12:09～13:10	櫻井(崇)議員(一問一答20分⇒30分) 11:41～12:05	休憩66分 11:54～13:00	代表者会議 12:00～12:20
12:15				
12:30				
12:45				
13:00	中村議員(一問一答24分⇒36分) 13:10～13:45	休憩65分 12:05～13:10	議員団幹事会	休憩60分 12:00～13:00
13:15				
13:30				
13:45				
14:00	森山議員(一括35分) 13:45～14:40	川村議員(一問一答40分⇒60分) 13:11～14:07	渡辺議員(一問一答30分⇒45分) 13:00～13:44	亀井議員(一問一答20分⇒30分)13:00～13:30
14:15				
14:30				
14:45				
15:00	休憩30分14:40～15:10	橋本議員(一括20分)14:08～14:28	野本議員(一問一答24分⇒36分) 13:45～14:21	三瓶議員(一問一答25分⇒37分) 13:31～13:57
15:15				
15:30				
15:45				
16:00	三須議員(一括50分) 15:47～16:50	盛田議員(一問一答22分⇒33分) 14:29～15:01	向後議員(一括20分)14:22～14:49	米持議員(一括35分) 13:57～14:33
16:15				
16:30				
16:45				
17:00		議会向上会議 15:15～15:36	休憩31分 14:49～15:20	議連
17:15				
17:30				
			小川議員(一括30分) 15:20～16:13	福永議員(一問一答22分⇒33分) 15:30～16:03
			伊藤議員(一括30分) 16:14～16:51	
			白鳥議員(一問一答30分⇒45分) 16:52～17:36	

※通告者29人 通告時間835分(全体時間920分) 執行率90.8%

平成30年第3回定例会一般質問通告実績

(単位:人、分、%)

会派名	所属議員数	質問対象者数 ①	会派持ち時間 ②	通告者数 ③	通告時間 ④	会派持ち時間等の執行状況			
						残人数 ①－③	執行率 ③÷①	残時間 ②－④	執行率 ④÷②
自民党	17	15	300	6	210	9	40	90	70
未来民主ちば	12	11	220	6	220	5	54.5	0	100
公明党	8	7	140	4	140	3	57.1	0	100
共産党	7	7	140	5	140	2	71.4	0	100
市民ネットワーク	3	3	60	2	60	1	66.7	0	100
橋本議員	1	1	20	1	20	0	100	0	100
向後議員	1	1	20	1	20	0	100	0	100
櫻井議員	1	1	20	1	20	0	100	0	100
合計	50	46	920	26	830	20	56.5	90	90.2

※質問対象者数は所属議員数から正副議長及び監査委員を除いた人数。
 ※会派持ち時間は質問対象者数に個人比例配分時間20分を乗じた時間。

平成30年第3回定例会 一般質問会議時間実績

時間	1日目(9月27日)	2日目(9月28日)	3日目(10月1日)	4日目(10月2日)	5日目(10月3日)
10:00	柁澤議員(一問一答28分⇒42分) 10:01～10:43	向後議員(一括20分)10:01～10:26		布施議員(一括60分) 10:01～11:14	
10:15					
10:30	桜井(秀)議員(一括35分) 10:43～11:34	段木議員(一問一答30分⇒45分) 10:27～11:08			
10:45					
11:00		三井議員(一問一答20分⇒30分)11:09～11:37		盛田議員(一問一答28分⇒42分) 11:14～11:54	
11:15					
11:30	休憩86分 11:34～13:00	休憩83分 11:37～13:00			
11:45					
12:00	議員団幹事会			休憩66分 11:54～13:00	
12:15					
12:30					
12:45					
13:00	酒井議員(一括40分) 13:00～14:15	石川議員(一括30分) 13:00～13:36	宇留間議員(一括30分) 13:01～13:34	米持議員(一括35分) 13:01～13:32	白鳥議員(一問一答40分⇒60分) 13:01～14:00
13:15					
13:30		佐々木(友)議員(一問一答28分⇒42分) 13:36～14:18	森山議員(一括35分) 13:35～14:25	渡辺議員(一問一答35分⇒52分) 13:34～14:24	福永議員(一問一答28分⇒42分) 14:01～14:43
13:45					
14:00	阿部議員(一問一答35分⇒52分) 14:15～15:07	休憩32分 14:18～14:50	休憩35分 14:25～15:00	休憩36分 14:24～15:00	休憩32分 14:43～15:15
14:15					
14:30		議連	決特正副委員長・正副主査 会議 約5分	決特理事會14:27～14:35	
14:45					
15:00	休憩33分 15:07～15:40	川村議員(一問一答40分⇒60分) 14:51～15:35	橋本議員(一括20分)15:00～15:20	小川議員(一問一答40分⇒60分) 15:00～15:57	三瓶議員(一問一答40分⇒60分) 15:15～16:05
15:15					
15:30	中村議員(一問一答28分⇒42分) 15:40～16:20	櫻井(崇)議員(一問一答20分⇒30分) 15:36～16:03	岩崎議員(一括25分)15:21～16:00		亀井議員(一問一答30分⇒45分) 16:05～16:50
15:45					
16:00	青山議員(一括30分) 16:20～17:00	決算審査特別委員会分科会 約5分			決算審査特別委員会16:51～17:08
16:15					
16:30					
16:45					
17:00					
17:15					

※通告者26人 通告時間830分(全体時間920分) 執行率90. 2%

一般質問の実績(平成30年第2回～第3回定例会)

発言時間（代表質問（質疑）・一般質問）についての決定事項（案）

代表質問（質疑）

◎会派基礎時間7分に各会派所属議員数（ただし、議長を除く）を乗じた会派持ち時間内（端数を5分単位で切上げ・上限60分）で行う。

《参考：各会派人数による現状の持ち時間》
自民・未来民主・公明→60分、共産→50分

9人以上の会派	7分 × 9人以上	= 上限	⇒ <u>60分</u>
8人の会派	7分 × 8人	= 56分	⇒ <u>60分</u>
7人の会派	7分 × 7人	= 49分	⇒ <u>50分</u>
6人の会派	7分 × 6人	= 42分	⇒ <u>45分</u>

一般質問

◎一般質問開催日数は5日間とする。ただし、休会日を設けることができる。

◎議員一人20分とし、各会派所属議員数（ただし、正副議長及び監査委員を除く）を乗じた会派持ち時間内で行う。

《参考：過去に決定されている事項》

- ・1議員の通告時間は答弁含まず60分を限度とする。
ただし、一問一答の場合は答弁含まず40分を限度、質問・答弁時間は通告時間に1.5を乗じた時間とし、上限は60分。

◎今後の検討課題として次のような意見があったことを記録する。

- ・一般質問については、議員個人に平等に与えられたものと考えられることから、個人持ち時間制の導入を検討してほしい。
- ・一般質問については、会派の人数がいたほうが有利となる会派制のメリットを生かすため、会派持ち時間制を維持すべきである。
- ・質問時間については、かねてより増やすことを求めている。
- ・会期早期決定に当たっては、会期末の決定のみならず、会期全体の日程についても早期に決定すべきである。